

労働者（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

労働保険のうち「労災保険」は、労働者が業務上の事由又は通勤による負傷等に対し必要な保険給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

また、「雇用保険」は、労働者が失業した場合等に保険給付を行うほか、雇用の安定のための助成、労働者の職業能力開発のための事業を行っています。

「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。

もしも、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険成立届を提出していない期間中に労災事故が生じて労災給付を行った場合は、遡及して事業主から労働保険料を徴収するほかに、労災給付に要した費用の一部を徴収することになっておりますのでご留意願います。

労働保険の加入手続き等に不安がある場合は、労働保険事務組合（商工団体、事業主団体など）や社会保険労務士に依頼することもできます。

詳しいことは、岩手労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせ下さい。